

豪雨被害に関するお知らせ

組合員の皆様におかれましては、日頃からのご協力に感謝申し上げますと共に、この度の豪雨により被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

組合事務所では組合員の被災情報を現在集約中です。

全労済の「自然災害共済」にご加入の方はもちろん、損害状況によっては見舞金をお支払いできるケースもありますので、ご本人もしくは被災された組合員の情報をご存じの方は組合事務所にご一報いただきたいと思います。

なお、災害による通行止め等で通勤経路が変更になった方から通勤手当に関する問い合わせもあります。この件に関しましては防衛事務所とLMOで協議中とのことで、対応が決まり次第周知が図られるものと思います。

全駐労自主福祉共済規定（住宅災害見舞金）

全焼・全壊	100,000円	住宅が全焼失、または、全損壊した場合
半焼・半壊	50,000円	住宅の焼失・損壊が2分の1を超える一部焼・損壊の場合
一部焼失・一部損壊	20,000円	住宅の焼失・損壊が3分の1を超える一部焼・損壊の場合
床上浸水	20,000円	天災により、床上浸水が30cm以上となった場合
同居親族の死亡	10,000円	2親等までの同居親族

※住宅とは、現に組合員が居住している生活の本拠をいう。貸間・店舗・事務所・作業場などは含まれない。

全労済慶弔火災

全壊・流出	住宅の70%以上	150,000円
半壊	住宅の20%以上	75,000円
一部壊	住宅損害が100万円以上	20,000円
	住宅損害が20万円以上	5,000円
床上浸水	全床面積の50%以上	15,000円～75,000円
	全床面積の50%未満	5,000円～15,000円

※対象物件は、組合員が現在居住している建物（住民票のある所）。